

農林物資規格調査会部会

平成 23 年 10 月 12 日

○箴島上席表示・規格専門官 昨日に続きまして農林物資規格調査会の部会を開催いたします。委員の出欠ですが、本日は、調査会委員の仲谷委員、専門委員の阿部委員、仲田委員、波多野委員、堀江委員が所用により御欠席です。18名のところ、過半数の委員が御出席ですので、部会は成立しています。

部会は規定により公開することになっています。傍聴を公募したところ、本日は40名を超える方が御出席です。意見陳述を希望される方は、ありませんでした。

本日の議事進行は、昨日に引き続きまして丸山部会長にお願いします。

○丸山部会長 引き続き議事進行をさせていただきます。皆さんの活発な御意見、また円滑な議事進行に御協力をお願いします。まず、事務局から資料確認をお願いします。

○箴島上席表示・規格専門官 本日の資料は、資料4「日本農林規格の見直しについて『有機農産物』」、資料5「日本農林規格の見直しについて『有機加工食品』」、参考資料として「有機関係統計資料」。委員限りで、机上配付資料として「有機関係説明用資料」があります。

また、本日の議事概要は、委員の方々に御確認いただいた上で、御発言委員のお名前を明記しまして、後日、農水省のホームページで公表させていただきますので、御了承ください。

有機農産物の日本農林規格の改正案

○丸山部会長 はじめに有機農産物の日本農林規格について、事務局から見直し案の説明をお願いします。

○島崎表示・規格課課長補佐 有機についてはすべて特色規格ということで所要の見直しを行っています。（この後、配布資料4について説明）

○丸山部会長 それでは、御意見をお伺いする前に、ただいまの説明で、わからなかったこと、もう少し明確にしたいことなどの質問を先に受け付け、休憩の後に御意見を伺うという形にしたいと思います。それでは、場所はどの部分でも結構ですので、今の御説明に御質問のある方はお願いを致します。

○加藤委員 まず、きのこの関係で、これまでは場の条件という中に一くくりになっていたものが、栽培場という新しい定義が導入されるということで、どういうふうが変わっていくことが意図されているのか。

続いて、栽培場における管理ということで、公表されている規格改正原案と比べてかなり変わった点があるものですから、その辺の目的とか意図等を御説明をいただければと思います。

続いて、4-10の3の「植え付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬」の解釈として、メーカー等がよく行う種子消毒は含まれないとお聞きしたが、それでよろしいか。

次に、これも規格改正原案のところにあった栽培環境を整える資材という形の別表の関係のものが、すべて削除という形になっているが、例えば、米ぬか等を使った雑草対策は、どう位置づけていくというふうにお考えになられたのか。

続いて、別表で、メタン発酵消化液は、発酵温度が低いので、病原微生物の問題だとか、雑草の種子の伝播の問題だとかが絡んでくるかと思います。どういう検証をされて大丈夫と判断されたのか。

続いて、別表2で、二酸化炭素くん蒸剤の輸送途中の使用というのはどんな使用なのか、御紹介いただきたい。

○島崎表示・規格課課長補佐 栽培場について、きのこについて、書きぶりを変えたということで、現在やっているものを何か変えようとは意図しておりません。唯一変わったのは、別表3という種菌培養資材を今回認めるだけです。

それから、もとあった案からかなり変更になったという発言のもとあった案というのは、FAMICの検討会で検討されたもので、すべて公開されています。それが我々のところに届いてから、まずは法令的にどうなのか、改正できるのかどうかという検討を行います。言葉の使い方、法令的にその言葉を使って問題ないのか、常用漢字かどうかというところも含めて検討を行います。更に、現在の規格で読み切れないのかということの追及をされます。つまり、現在の規格で十分読める内容を、変えることによって前の規格を否定することにもなり得るというような考え方もあって、法令審査官等々の議論で、現在で十分読めるのであれば、それは変えないというのが基本的な判断です。FAMICの案で議論をし、落ち着いた案ですが、言葉遣いだとかがかなり変更になっていると思います。

次に、持続的に効果を発揮する化学肥料や農薬が種子にまぶしてある場合はだめですと言いましたが、それには種子消毒は含めません。3か月、6か月、中には1年後に効果を発揮する化学肥料があるのだそうで、土の中でそれが1年後に溶ければ、その中の成分肥料が効果を発揮します。非常に合理的な方法だと思いましたが、有機にはなじまないということで、今回それを書き加えたということでございます。

農産物にも一部使われているそうですが、屋上緑化や道路上にある、間に植わっている木だとか、植物などに、ときどきそういう技術が使われたものが植えられている。確かに、後で追肥をする必要がないので、いつまでも元気な花が見られるということなのでしょうが、有機では使わないようにしてくださいということです。

それから、有機の農家が自分で工夫をしたり、雑草防除などで、米ぬかなどをお使いになることがあろうかと思います。そういうものについて、使える資材をどこで読むのかというのは、4-26の別表1の右側の「その他の肥料及び土壌改良資材」で、こうい

うふうにつくられたものは使っていいですよと書かれていて、個別の名称はここには入っていません。多くの場合、ここで読み切れるものは、この別表に入っているものの1つとして使っていいということにしていますので、これからもここで読み切れるものは今までどおり使っていただくというふうに考えています。

次に、メタン発酵消化液については、今回加えるに当たって、農水省の中で農薬担当でもあり、肥料担当でもある農産安全管理課に話を聞き、問題ないのではないかという判断をしました。

ただし、メタン発酵消化液については、肥料取締法上、汚泥肥料と堆肥の2種類があるということで、今回は汚泥肥料を除くことにしました。人糞、家畜の排せつ物、生ごみを原料としてつくったメタン発酵消化液は堆肥であり、特殊肥料なので届出が出ておりますということです。重金属の問題もFAMICの中では少し議論がされておりましたが、重金属についての規制はないのですが、問題のある量ではないということも農産安全管理課の担当班から聞き、今回加えることにしました。

更に、メタン発酵の温度は不明なのですが、低温であっても、病原菌、衛生害虫、雑草の種子等においては、メタン発酵菌によって消化されているだろうということも聞いています。そういうことをトータル的に判断して、今回、FAMICの案どおり、汚泥肥料を除くということをごちゃでつけ加えたのと、「食用作物の可食部分に使用しないこと」という、コーデックス基準にある言葉を加えて、今回追加をして問題ないという判断をしています。

二酸化炭素くん蒸剤は、輸送途上のコンテナでのくん蒸と聞いています。

○有福委員 4-9の「(3)きのこ類以外の生産の方法」の下段で「ほ場に外部からの生物(ミミズ等)を導入できることとする。」となっていますが、ミミズ以外には何を想定しているのか、教えていただきたい。

それと、4-13の「(5)育苗管理」の中の2の項で、「過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず」云々となっているのですが、現実には東北の方で発生しているのですが、採種場の土地がなくなっているという問題が指摘されています。山持ちの方はよろしいけれども、そうでない方は今後どういうふうにすればいいんだろうかという問が来ているので、これに対する考え方を聞かせていただきたい。

それと、4-18で、次亜塩素酸水が入りましたが、これは何ppmまで許容するのか、上限をどの辺にとらえているのか。法律ではたしか200ppmまでのはずなのですが、その辺をどのように考えるのか、教えていただきたい。

○島崎表示・規格課課長補佐 まずは、4-9にある「ほ場に外部からの生物(ミミズ等)」と記載をしておりますが、実を言うと、聞いているのはミミズだけです。ただ、ミミズだけと書くのも変なので、そのほかの生き物もいいということです。

それから、育苗培土については、育苗培土そのものが手に入りにくくなっているという御指摘ですが、それでもって2年にしたわけではないのです。他の規定よりそこだけ

厳しくすることはないだろうということで合わせてあるのですが、育苗培土についての情報は、今のところ、私どもは持ち合わせておりません。育苗培土をおつくりになっているメーカーも幾つかありますが、直接的にヒアリングは1か所しましたが、今のところ、そういう話を直接聞いたことはありません。

次亜塩素酸水についての規定は、基本的には食品添加物の規格基準に適合するものを使っていただくということで、JAS規格の中で何らかの基準を設けることは考えていません。

○井岡委員 4-9のミミズですが、特別につくられたというか、何か特別に準備されたミミズということでしょうか。

もう一つは、4-13の下から2行目の「過去3年以上」が「過去2年以上」になった根拠を教えてくださいと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 育苗培土については、普通のほ場についても2年でOKしているのに、ここだけ厳しい根拠はあまり考えられないということで合わせたということです。

それから、ミミズについては、ミミズそのものが問題というよりも、この書きぶりで、周辺からのものでないとだめだというふうに今までは読めると。周辺とはどの辺までというのはよくわからないということです。周辺の生物は使っていいよと書いてあるのですが、周辺とはどの辺までですかと言われると、数字であらわせない部分が規格上は非常に多いということです。

「やむを得ない場合」「入手困難な場合」の判断基準も、数字でなかなかあらわせない。価格が2倍以上だとかいうのもあらわせないし、なかなか難しいところです。そこはそのときどきにに応じて、我々だとか、登録認定機関の方々だとか、いろいろ相談しながら、あるいはFAMICと相談しながら、順次採用しているということで、結局、今回の周辺からのというのが非常に厳しく取られる場合と、そうでない場合もあるので、それ以外の部分もいのようにしましょう。ただし、ミミズについて、私が1か所だけ聞いているのは、ミミズを培養されているところはあるというふうには聞いています。

○丸山部会長 ページ4の5の左側の6行目辺りに「植付け前2年以上」とありますね。これに合わせるということになります。

○米倉委員 米ぬかを肥料ではなくて除草として使う、いわゆる米ぬか除草の御質問が出たかと思うのですが、米ぬかの肥料成分は2~2.5%で、そんな高くはないわけで、それを大量にほ場に入れて雑草抑制のために御利用になっている事例が多くあるんです。ただ、それは、有害動植物の防除として使おうと思いますと、現行のJAS規格の別表ですと、別表2で出てくる以外の資材は使えない読みになってくるのです。それを別表1のその他のところで読むということは、非常に難しい。防除でお使いになる資材を別表1の肥料及び土壌改良資材のその他で読むというのは非常に矛盾している。それに似たような問題に木酢液の利用があると思いますが、これも実際のところは防除でお使いに

なっているけれども、植物の表面を硬くするとかいう、植物防疫上ではなくて、植物を硬くするという肥料の効果で読んで使ったりしておりますので、米ぬか等については、別表1のその他で読まないような工夫をする必要があるかと思います。

それから、土の入手が困難だというお話だったのですが、実際、農家は裏山の土を使うとか、あとは、土建屋さんが持ってくる粒状にしていらない土を自分のところでクラッシャーにかけたりとか、乾かししたりしてお使いになる場合と、あとは培土メーカーがキルンで焼いた、粒状に成形したものを使う場合があります。大手の培土メーカーで、過去2年以上、現行では3年以上、資材証明書を発行して、この規格にある土を広域で販売しているメーカーがありますし、ネット上でも販売されていますので、そういうのを御利用になられればいいかと思います。

あと、ミミズの問題ですけれども、私も「等」が心配になっていたんですが、「等」とともにミミズをどこかで培養されて有機の認定ほ場に持ち込むときに、洗浄されたミミズ本体ではなくて、培養されている土壌なり、培養基が入っていて、その中にミミズがいる状態では場に持ってきて散布することが想定されると思うんで、ミミズを増殖するときにお使いになっている基材をどう読むのかが心配になったところです。

○丸山部会長 別表2に載っていない資材を有害動植物防除の目的に近い形の使用方法があることについては、現行、別表1のその他で読んでいるが、それを継続するのかという質問ですが、その点はいかがですか。

○島崎表示・規格課課長補佐 我々ももどかしく思っているのは一緒でして、ただ、現在の国家規格の中で、まず農薬というのは農薬取締法があって、そこで認められたものについて、我々はこの規格に載せるというのが基本です。今は、農薬でも、特定農薬の制度がありますが、基本的にはそこで効果が認められたものについて、ここに載せていくことになるかと思います。したがって、現行でも我々はそう言っていますが、木酢液を防除用に使うと明確に言われると、農薬の表に木酢液が記載されていないことから、それはJAS違反ですよと言わざるを得ないという状況でして、ここは新たな表を別途つくるということのリスクもあるわけです。結局、防除ではないのかと。そこに木酢液が書いてあったとしても、何のために使うのかが説明できない。肥料及び土壌改良資材と農薬の狭間ということになるかと思いますが、説明はなかなか難しいということから、切り分けはできないという判断をしまして、今回は載せておりません。

それから、ミミズが入っている他のものについて、どうなのかというのは、実際そういうものを入れるということになりますと、それは使用禁止資材に当たるか、当たらないかという判断をまた別途していかないといけないと思っています。

○村上委員 4-16のメタン発酵消化液なのですが、これが食品衛生的に問題がないというようなデータははっきり出ているのでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 データはありません。肥料について、食品衛生法云々というデータはありません。あくまでも肥料としての使用ということになっていますので、

肥料担当者の方で、登録もされていますよというお話を伺って、現実どうなんですかということを知ったら、こうでしょうということで、データそのものを示されたわけではありません。

- 丸山部会長 それでは、一度ここで休憩を入れましてから、この案に対します皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

(休 憩)

- 丸山部会長 それでは、4-4 ページですが、「1 定義の改正」「2 生産の方法についての基準の改正」の「(1) 事項の変更及び新設」、つまり、きのこを別枠で分けて規格化しますよという部分についてのみ、まずご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。では、その部分はよいとして、ここでは先にきのこが書いてありますが、きのこを後回しにしまして、きのこ以外のものを先に審議したいと思います。

では、ほ場の条件につきまして4-4 から4-5 にかけて、何か御意見はございますか。ほ場の条件は現行どおりということになります。

では、4-9 の種及び苗ですね。主な変更点は3つ、シーダーテープの使用の記載を移管したということ、それから、先ほどあった種の入手の条件で、今までは附則で入手困難であれば仕方がないと言っていた部分について、制限を加えてくるという部分、あとは先ほどあった外部生物の話。主に2 番目の話になるかと思いますが、御意見のある方はお願いをいたします。

- 加藤委員 外部生物の関係ですが、まず、基本的に、外から生物を持ち込んで有機栽培に使う、あるいは、生物というのは微生物等の活用が多いかと思うのです。これについて、それをできるように明文化することについて、私は賛成です。その上で、外部から生物を持ち込んだときの当該地域の生態系に対する影響の問題に対する何らかの注意みたいなことをコメントしておく必要はないか、つまり、基本的に賛成で、是非、そのようなことを認めることを進めるべきだと思うんですが、その地域の生態系に対する影響の問題について、やはり考慮が必要ではないかという意見です。

- 米倉委員 ミミズ等と書いてあったので、ずっと頭がミミズに行っていたのですが、加藤委員からの御意見で、ジャンボタニシ、スクミリンゴガイという水田の有害動物、難防除の貝がいます。水系から広がってくるわけですがけれども、そういうものを発生しているところから未発生地域に持ち込んだ場合、相当大きな問題が生じるかと思うので、ミミズ等と括弧でくくってしまうと、そういうものも防除を目的に考えられますので、有害動植物の防除のところにも影響するかなと思います。

- 中嶋委員 周辺以外からの生物ということなのですが、どういったものが入ってくると考えられているのでしょうか。ミミズというのはわかったのですがけれども、ほかのものも考えられているのですか。

- 丸山部会長 先ほどの御説明だと、特にそれ以外はないというお話だったのですが。
- 加藤委員 肥培管理のところで、生物というか、実際使われている事例としますと、生物だけでなく、堆肥の発酵を促進させていくための微生物だとか、あるいは微生物資材と言われているもの、恐らく、そちらの方が、今の生産の現場では現実的に必要性があるものだと思います。
- 丸山部会長 では、外部のところは御意見が1つ、生態系についてのコメントが出たということで、同じく種及び苗のところで大きな変更として、種と苗の入手の制限ですね、これは現行規格から変わっておりますので、是非、御意見をお願いします。
- 村上委員 4-10の種のことについて記載されているところで、原則的に有機的な管理によって栽培された種を使いなさいと。それが無理な場合は、後々影響が残らないようなものならばOK、種子消毒はOKということになっているのですが、真ん中のところで「は種され、また植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。」という、この食用新芽というのはスプラウトと理解しておりますが、それではいいか。モヤシやスプラウトには有機的に管理された種を使いなさいということはあるのですが、最近、ベビーリーフというのが大量に出回っております。子葉ではなくて、本葉が数枚出た段階で収穫されているわけですから、新芽には当たらない。ただ、は種から収穫期まで2〜3週間です。ということは、基本的に、種子消毒がされた種を使ってしまうとリスクが高いと考えますので、食用新芽の生産を目的とする場合とともに、ベビーリーフもしくは期間を、例えば、は種から3週間以内に収穫するものを除くとかいう具合にしていけないのかなと考えています。
- 丸山部会長 今の御意見は、ベビーリーフの場合は、は種から収穫までが短いので、そこでいわゆる使用禁止資材の種子消毒が食品に影響するということですか。
- 村上委員 そういうことです。残留する可能性が至って高い。普通の場合ですと、1か月から1か月半、薬物でもかかるわけですがけれども、ベビーリーフの場合は、は種から2週間ぐらいで収穫になってしまうので、その間に農薬が分解するとは考えにくいということです。
- 丸山部会長 意見としては、食用新芽について、その定義を明確にするとともに、そういったケースに関しての想定をしていただくということではいかがでしょうか。今、ここで変えろとかいう話にはならないと思うので、そういう実態も踏まえて、食用新芽の定義をしっかりとしてほしいということではよろしいですか。
- 村上委員 もしくは、は種から収穫までの期間を明記してしまうか。
- 丸山部会長 スプラウトだけではなく、ベビーリーフ等についても、そういった規格で、何らかで読むような対応を必要とするのではないかという御意見ですね。
- 加藤委員 今の件について、小松菜の場合、関東平野で夏場は20日ちょっとで採れます。種子消毒をされた種子の小松菜で農薬が残留したという事例は聞いたことがありません。ないと思います。

○野々山委員 4－9のポツの2つ目ですが、先ほどの事務局の説明だと「有機種苗の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合」は稲の例を提示されたんですが、この次の文の「段階的に有機以外の種苗を認めるが」というのは、そういったこと以外に補足説明も1、2と次のページにあるのですが、この「段階的に」というニュアンスがわかりにくさを余計にしているのかなという気がしたのですけれども。

○丸山部会長 基本的には有機の種を使いましょう。でも、なかなか有機の種を確保するのが難しい場合は非有機でも仕方がないですね。でも、かといって何でもいいかと言うと、そうではなくて、種子消毒されていないものを探しましょう。それも無理な場合は種子消毒されても仕方がないですね。でも、基本的に自分たちで種から苗づくりをしてください、それは有機のつくり方で苗づくりをしてくださいということになっています。現行規格は、それも難しい場合は、慣行農法の苗を買ってもいいですよと、そこまで来ていますが、今回の改正は、最後の段階を何でもいいですよではなく、災害だとか、そういうやむを得ない場合しかだめで、基本的に苗をつくるものは自分たちで有機で苗をつくってくださいというような本則になっております。

それでもやはり難しいという意見があって、経過措置で、ウリ科とナス科については、慣行栽培された苗を買っても仕方がないのではないかなというような論法なのですね。段階的というのは、基本は目指しましょう、だけれども、どうしても無理な場合は仕方がないですねというのを、最初から慣行の苗に頼るのではなく、手順を踏んでから、最後にやむを得なければそうなるというような説明になっています。そういうやり方がなかなか理解しにくいという感じですかね。

○野々山委員 やり方に問題があるということを行っているわけではなくて、こうやって案として提示をしているのに、わざわざここに「段階的に」という文章を入れたことがちょっと気になるなという、本当に言葉のニュアンスのことで、意見に反対とか、そういったことではないです。

○丸山部会長 今回の規格は御説明したとおりなのですが、これが段階的ということになるわけです。

○米倉委員 4－10の3ですが、御説明が余りなかったような気がします。「(1) 災害、病虫害等により、植え付ける種子又は苗等がない場合」というところなのですが、この災害というのは、気象災害等を指しているのですか。自分で起こした災害は含まないでほしいと思います。例えば、水稻の事例で、ビニールハウスの中で育苗しているときに、すごくいい天気なのにハウスのドアを開けるのを忘れて苗を全部焼いてしまったとか、あと、病虫害等というのも、10年前から有機の規格で苗をつくっている事業者の方もおられれば、やむを得ない理由ということで、ずっと一般苗をお使いになっている方もおられたと思うんですね。10年間培ってこられた栽培技術の上に立って病虫害を発生させないで苗をつくれている人もいるし、今まで、それができないからといって慣行苗を使っていた方もいらっしゃるって、そうすると、個人差というか、技術の差が非常に大きく

て、水稻の種子消毒、温湯消毒とか、食酢による種子消毒をやっていなくて苗立枯病が出たとか、そこまで病虫害等に含むのか。お聞きしたいのは、技術の向上が求められるところであって、何もしないで無防備でやって苗が失敗したので慣行苗を使いますよというのはいかなものか。地域全体で防除所からすごい警報が出るとかいう場合には考慮するとか、一定の基準をつくらないと、3項でまた全部生き返ってくるというか、読めてしまう。

○丸山部会長 事務局、3の(1)に関しては、どの程度の災害、病虫害を想定されていますか。

○島崎表示・規格課課長補佐 まず、外部の生物を導入する場合の生態系の破壊に何か影響があるんじゃないでしょうかというコメントでしたが、我々も全く同じことを考えて、法的にどうなのか、規制が、あるのかどうかを確認したんですけども、それはないということでした。海外から入ってくるものは別ですけども、国内についてはないというお答えだったので、特にここではそういう注釈はつけていないというのが実態です。

それから、食用新芽ですけども、現在はベビーリーフは入っていません。それはQ&Aで現在、示されているところです。確かにベビーリーフは収穫が非常に早いものだから、そういう声が出るのもあり得るかなと思いましたが、現行は、ベビーリーフで懸命に頑張っている農家について、種というのは、基本段階的、どの農家も有機の種を頑張って手に入れてください、ダメなら、できるだけ種子消毒をしないものを手にいれてくださいという基本は一緒なので、そこは頑張って探してくださいよ、なければしょうがないですねというところは一緒の扱いと考えています。

それから、最後の4-10の3項については、基本的には現行の経過措置そのままですが、有機というのは、完全に平等ではないんです。つまり、自分で育苗される方については、非常に厳しい制約があるのです。育苗施設がないとか、育苗そのものがないとおっしゃっている方については、しょうがないね、買ってくださいよというような書きぶりになっているので、完全に平等かと言われると、なかなかそこは辛いところです。日本の現状を鑑みて、現在、少しずつ、それぞれ農家の方々の技術力をアップしていただくというところだと考えています。それから、育苗の失敗については、災害では読めないですけども、「災害、病虫害等により」と「等」が入っています。不可抗力で、本当に一生懸命有機でつくっていただいた苗が何らかのことで全滅をしたとなると、一からもう一回やり直すことは不可能なのです。その期間に間に合わないということがあって、それはこの「等」で読めるということで判断をされているのではないかと私は考えています。

○蒲生委員 先ほどのスプラウトのところで意見です。食用新芽の定義を明確にするよう私もお願いしたいと思います。「ほ場で持続的効果を示す」と説明がありますが、有機は作り方のJASであって、残留農薬に関して慣行栽培と異なる基準が設けられているわけではありません。食用新芽の生産は、種の殺菌が食用新芽の生産中に持続的効果を

示すから、これを除くというふうに理解をしておりました。生産中に持続的効果を示すようなものが入らないようにする、そこが本質的なところだと思いますので、栽培期間が短いから、残留農薬の話ということではないことが明確になるように、食用新芽の定義をしっかりとすることが必要だと思います。

○村上委員 種子の項目を読んでいましてちょっと気になったのが、果樹などはほとんど接木苗ですから栄養繁殖と考えればいいのですけれども、お茶の場合、実生苗を使われる農家もあるんです。そうした場合、お茶は種子繁殖できるものと解釈してしまうと、茶農家は茶の苗を買えないということになりかねない。あと、もし苗を買うにしても、有機的管理をされたものしか使えないのではないかと。ということは、2とか3のところで規制されていることになってしまうので、お茶の苗は種からできるではないかという解釈になってしまうといけないのではないかと思いますので、この辺はどうなのでしょう。

○加藤委員 私の知っている実態ですけれども、いろんなケースがあります。確かに実生から育てる方もいらっしゃるし、有機の自分の茶木を切って挿し木をして育てる方もいます。それから、苗を買ってきて植えている方もいらっしゃいます。ですので、非常に千差万別なのですが、ただ、規格上言えることは、お茶は実際の生産、つまり、茶葉を摘むようになるまで4年とか5年かかるんですね。ですので、その間にかなりの年数を有機管理しますので、正直、その辺りはなかなかはっきりしないところです。具体的には、いろんなケースでも、この規格上は4年、5年の間に有機として成立をしていくという状況ではないかと思います。

○丸山部会長 この種、苗でははっきりしないけれども、結局、転換の3年で読めるよということですね。

○受田委員 私も今のお茶の部分は少し気になっていました。実生と接木は現場で非常にいろんな問題が出てくるような気がいたしました。ただ、現場は実態として既にJASとして認可されているものというスタートで行っておりますので、それほど混乱はないのかもしれない。もう少し長いスパンで見ると、果樹でも、接木でやるものと実生ということで、18年ぐらいスパンがありますけれども、ユズとか、そういったものもどうとらえていくかとなると、かなりいろいろ考えないといけないことが多いなという印象を持ちました。

○河道前委員 種苗について、いろいろ段階的に、生産者によって、でき上がった有機農産物にいろいろな意味で差が出てくるということについて、生産する方でそれを問題にしないのかなということを感じました。

あと、先ほどの微生物資材の生態系への影響ですけれども、周辺の意味が難しいと言われましたけれども、その地域に生きている微生物を外部からというか、その周辺のところから持ってくるのであれば、そんなに生態系への影響はないのかなという、素人的な判断なのですが、そんなに問題はないのかなという気もします。

○丸山部会長 4-11 ページの経過措置で、有機的な苗づくりが本当にできないというこ

とで、例外的に認めて、慣行でもいいというのをナス科とウリ科に限定していますが、これに関しての賛成、反対の御意見があればお願いします。

○米倉委員 ナス科、ウリ科の果菜類ですけれども、ウリ科のキュウリとかは、非常にまかせている作物で、育苗期間がわずか1か月で、苗を定植してからも1か月で収穫が始まる植物で、私も自分で育苗していると思うのですが、どこが難しいのか理解ができません。ナス科ですと、想定されるのはトマト、ナス、ピーマンですけれども、ちょっとした家庭菜園の方でも、苗からでなくて種から庭先で育苗されている事例も多いかと思うのです。ただ、ナス科は育苗日数がちょっとかかりますけれども、なぜナス科とウリ科の2つがここに出てきたのか、理解に悩むところです。

○島崎表示・規格課課長補佐 育苗関連について、勿論、できれば例外規定なしに、すべて種子繁殖する作物は種からということで考えておりましたし、FAMICでの議論もそのような議論が続いていたと思っています。その後、FAMIC案が公表されていますので、いろんな御意見が寄せられて、一定程度のデータも含めたものが我々の方に届けられました。

技術的に難しいというのは、まず1つは、ナス科、ウリ科を有機でおつくりになっている方が育苗施設を持っていないケースが、あるということです。

2つ目に、農家の方が、育苗そのものの温度管理であるとか、子どもを育てるような、非常に気遣いのある作業を常にしないといけないというところをやり切れないということだと思います。温度管理その他の世話をする、ケアをすることが、現状、なかなかやり切れない農家の方がいらっしゃるということがあるために、今回の規格改正で切ると、かなり脱落をしていく方がいらっしゃるという実態を把握したので、やむを得ず、この経過措置をつけましょうということにしております。本則に入れるかどうか検討しましたが、やはりここは経過措置で載せておこうという判断をしました。ただ、私は、育苗培土会社といろいろ話をさせてもらいましたが、有機農家は慣行栽培農家に比べると、育苗技術は比較的しっかりした方が多いというコメントは伺っています。ただ、そういう有機農家でも、育苗したものを購入されている方もそれなりの数はいらっしゃるという現実もまたあるという状態なので、今回、いろんなデータをいただいた方々の声も含めて、経過措置として、ここに置こうという判断をしました。

○蒲生委員 今の件に関連して質問ですが、ナス科、ウリ科に関しての、海外のオーガニックに関しての規定はどうなっているのでしょうか。今、何人かの実際つくっていらっしゃる方へのインタビューをもとにというお話がありましたが、インタビューされた方で代表性は担保されているのでしょうか。日本の現状に合わせて制度をつくっていくというのは当然必要ですが、諸外国のオーガニックと呼ばれるものと、日本の有機というものがあまり違うということも、消費者から見ると、わかりづらい面がございます。現状に合わせることは大事ですが、できるだけルールはシンプルにという観点から、本当にできないものなのかどうなのか、その辺のところはいかがなのでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 海外の情報を正確に把握しているわけではありませんが、例えば、ヨーロッパだとかは、まず1つは、有機の種が日本と違って出回っているケースが多いということが言えるかと思います。そのリストもあると聞いていますし、アメリカでも一部、そういうリストがあると。海外に詳しい方もいらっしゃるので、補足があればありがたいのですが、それはそれで全然問題がないわけではないということも聞いています。つまり、ある国では、リストにある種以外だと、当然、有機でない種をどんどん使っていていいですよということになっているわけですね。有機の種はコストがちょっと高かったりするので、あえてリストにある作物をつくらない有機農家もいるということも聞いています。

だから、まずは、日本の中においては、大きな弱点としては、有機そのものの割合が非常に小さいので、種苗メーカーも有機への力をなかなか入れてくれないというケースがあるのではないかと。有機の農家がいっぱいいれば、例えば、種苗メーカーも、有機の種や有機の苗、使用禁止資材を全く使わないものに力を入れてつくってくれるのではないかと思います。まだまだ非常に少ない有機農家しかいないので、例えば、別途、育苗メーカーが違う育苗施設を持たないといけないだとか、そのためだけにいろんな手がかかってしまうという現実が日本にはあるので、有機の世界では、まだまだ発展途上段階なのかなと思っています。

正確にナス科、ウリ科は海外ではどうなのかというデータは持ち合わせていません。

○丸山部会長 では、今度は、4-12、4-13、4-14、まとめまして、「(4) 有害動植物の防除」「(5) 育苗管理」及び「(6) 収穫以後の工程」、この3点につきまして、御意見のある方は発言をお願いいたします。

○加藤委員 水稻の有機栽培を行う生産者の中で、米ぬかだとか、くず大豆だとか、おからだとか、それらの資材を雑草の抑制に使うという事例がかなりたくさんあります。私は、これらのやり方が、いわゆる有機、あるいはオーガニックという観点から見て問題はないことだし、優れた方法だと思っております。しかし、規格でぴったりこのことが読めないという現実があります。それは、私はこの規格はやはりおかしいと思う。つまり、そういうことがきちんと読めない規格というのは、有機の規格としてやはりおかしいのではないかという問題意識がまず1点目にあります。

その前提に立って、別表をつくるようなことが無理だということだとすれば、本則の中で考えられないかということです。「ほ場又は栽培場における有害動植物の防除」となっています。まず、この「防除」という概念を言葉から検討してみる必要はないか。つまり、「防除する」というと、どうしても農薬をまいて生き物を殺すというイメージが非常に強い。しかしながら、有機のいわゆる防除というのはそういう範囲ではなくて、ある意味では「対策」という言葉の方が近いかもしれない。そういう広い意味を持っています。例えば「物理的防除」と言ったときに、田んぼで言えば、よく草取りをします。一般的には草取りを防除とは言わないのですね。ですが、この規格では物理的「防除」

なのですね。この辺りの現実と、実際に現場で行われていることと規格がずれている点を検討してみる必要はないのだろうか。

更に、当面、その言葉の中で考えるとすれば、ずっと後ろに出てくる「生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境）」と、いろんな重要なことが書かれているわけですが、この中で、例えば、米ぬかやくず大豆、植物自身の力を使った、そういう言葉みたいなものは入らないのだろうか。

米ぬか、くず大豆、おから等が雑草抑制に効果を発揮していく仕組みが、一般的には2つ言われています。1つは、非常に分解しやすい有機物をほ場に投入することによって、ほ場内の微生物が急速に増殖する。その増殖によって水中の酸素が消費される。そのために、ほ場の水中が還元状態になって、雑草が芽を出せない、こういう力です。あと、もう一つは、有機酸が発生すると言われている問題です。

前者の微生物が増殖することによって、水中が還元状態になります。稲は水中から顔を出していますから、しっかり呼吸するし、光合成もする。雑草は芽を出すために必要な酸素を得ることができない。それで雑草抑制になるという効果です。これは文字どおり、微生物の力、生物の機能を利用した方法ではないのだろうか。もし「防除」という言葉を使うとすれば、生物的防除の中にこういうことをきちんと含めて考えられるような規格の書き方はないだろうかという点について、是非、御検討願いたいという意見です。

○島崎表示・規格課課長補佐 現在書いてある物理的防除でどこまで読めるかというのは、登録認定機関や、事業者の方、FAMICの方々と、新たな問題が出るたびに一つひとつ議論をしているのは確かでございますので、物理的防除や生物学的防除で読めるものについては読んでいきましょうというのが基本です。特定農薬についての議論は注目していますし、木酢液だとか、ミルクだとか、焼酎だとか、そういうものが認められて、なおかつ有機としてふさわしいということがあれば、表にどんどん載せていきたいと思っています。

○丸山部会長 それでは、4-16の「4 資材の改正」です。「肥料及び土壌改良資材」、それから「農薬」、とりあえず、この2つです。（1）と（2）につきまして、御意見がある方はお願いをいたします。

○米倉委員 4-16の「（1）肥料及び土壌改良資材」の「植物及びその残さ由来の資材」のところの建築廃材で、例えば、カヤぶき屋根のカヤとか、囲炉裏で煮炊きをされていて、その煙がカヤに入っていて、カヤの虫を防除している、そういう利用の仕方、日本古来から、カヤを囲炉裏でいぶして、腐敗とか、病虫害がつかないように管理されてきた伝統的な家屋というか、屋根なわけですけれども、木酢がなかなか通らないというのに関連して、いぶしたときに、タールとか、ベンツピレンとかが付着していて、そ

れを堆肥として利用すると、結局、木酢液が通らない理由を肥料として持ち込んでしまう可能性があるのではないかと思います。

あと、古民家だと、材が古いので、防虫したとか、しなかったとかいう履歴が残ってなくて、だれがそれを証明できるのかという問題もあるのではないかと思います。

○丸山部会長 すなわち、米倉委員は、この案でそのまま賛成ということですね。

○米倉委員 賛成というよりか、建築廃材について、もう少し詳しく記載をしないと、使っていていい建築廃材と、使ってはいけない建築廃材の区別ができないのではないかと。

○村上委員 メタン発酵消化液の件なのですが、1つは、先ほど食品衛生的にデータはないということでした。ただ、食用作物の可食部分に使用しないことということが追加はされているのですが、実際、農家での使用状態を考えたときに、可食部分に使用はしないけれども、かかってしまったというような危険性がないようにするにはどうしたらいいのか。

あと、こういう発酵系のものは、発酵の度合いによってかなり性状が変わってくることが考えられるのですが、メタン発酵消化液の製造手順とか、もしくは規格とかいうものを全くここに載せずに、発酵消化液だったら何でもいいですよと言ってしまっているのかどうかというのが不安です。嫌気性下での発酵ですから、嫌気性菌が残りやすい状況です。それが本当に可食部分に使用しないということが完全に守られるならいいのですが。

それと、「等」で隠れているのですが、人糞も含まれるんだということがわかったときに、消費者イメージがどうなんだろうなと。それから、外国でこれを認めた場合、日本と同じように安全なものを本当に使ってくれるのかどうかという心配があるということで、これはあまり入ってほしくない資材だなという気がします。

○受田委員 新設の理由として、炭酸カルシウム水和剤が銅剤の過剰な銅イオンの溶出を防ぐとかいうお話だったのですが、銅剤の素性は何でしょう。そういうリスクを抱えて、こういう銅剤を使わないといけない必然についてはもう十分議論されているのでしょうか。その点を踏まえないと、それを改善する新設というのはどうも説得力がないような気がします。

○島崎表示・規格課課長補佐 銅剤そのものの使用について、詳しく調べたというよりも、我が国の有機規格はもともとコーデックス規格をベースにつくられています。したがって、コーデックスに入っているもので、例えば、農薬登録だとかされているものはすべて入っていると行って間違いではないと思っています。

ただ、農薬とか、認められている肥料については、基本的には土の力を活かしていただいたつくり方をしてもらって、どうしても防ぎ切れないという判断をされたときに使ってくださいよというのが基本原則になっています。表に載ったら使うという意味ではなくて、基本原則は、そういう土の力を使ったつくり方をしなさいとなっています。だから、コーデックスに載っているものを一つひとつ詳細に検討しているわけ

ではありません。ただ、現在のところ、銅水和剤だとかを使う場合に、薬害が発生しているので使用したいという要望が多くあり、それを検討した結果、今回は載せましょうということにしましたという内容です。

それから、発酵についての条件ですが、ほかの土壌改良資材においても、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材とかとあって、この発酵というのはどのくらいなのかというのは、規格には決まっておりません。したがって、例えば、何度以上になっていないとだめだとか、そこまでは決めていないということです。この辺のところは、先ほどの可食部分にかからないという部分も含めて、登録認定機関の検査員の判断によるところが大きいと理解しています。各有機の検査員の研修、ほ場における実地研修は、そういう目合わせが必要だからやっています。

○受田委員 理由はわかったのですが、こういう法的なものの表現方法として、「薬害」という言葉がここに出てくるのですが、これまで有機 JAS のこういった法的な部分で「薬害」という言葉が使われているのかどうか。それが 1 つ、基準にはなると思うのですけれども、表現方法として改善の余地があるんじゃないでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 用語については、規格にするときに細かく審議されます。農薬取締法の中に「薬害」という言葉が出てきますが、おっしゃるように、ここの規格上に書くのが問題ないか、再度確認させていただきます。

○米倉委員 関連することですが、銅粉剤は水稻だと、稻こうじ病とか、昔だと、いもち病とか、あと、大豆の紫斑病等の殺菌剤として登録が取られている農薬だと思っていて、実際、生産現場ではそんなに使われることはないと思いますが、本当に気象災害的なことで菌が蔓延して収穫が皆無になるというときには、有機 JAS の認定事業者の方も登録認定機関に申請して使われるケースがあるのではないかと思います。この薬害防止ですけれども、リンゴの生産で有名な府県などですと、殺菌剤として過去に銅剤を使って、土壌中に銅の含有量が増えて、お困りになっていて、府県の条例でもう使えないところもあるように聞いております。かけ過ぎると薬害が出るので、そのための中和的なことで炭酸カルシウム水和剤の要望が出ているのではないかと思います。JAS の場合、そんなに頻度高くかけるという事例は聞いたことがないです。

○河道前委員 先ほど、米ぬかとか、ミルクとか、焼酎とか、そういう話が出ましたけれども、いろいろな有機農家で使っていて、実際、効果があるということがわかった段階で、そういうものが使いやすくなるような規格になればいいと思います。

○村上委員 オゾンと次亜塩素酸水が新設されているのですが、確かに殺菌が必要になるのですが、次亜塩素酸ナトリウムが含まれていないのは何か理由があるのでしょうか。というのは、オゾンも次亜塩素酸水も設備がないと利用できないものなのですね。それに対して、次亜塩素酸ナトリウムですと、薬瓶が 1 本あるだけでできるという手軽さがあるのですが、それが省かれた理由を教えてください。でなければ追加していただけないでしょうか。

- 米倉委員 先ほど課長補佐から、カット野菜等の洗浄に使うという趣旨の説明があったのですが、カット野菜というのは加工食品に入ると思うのですが。
- 村上委員 カットするだけだったら農産物です。
- 米倉委員 2つ切りなのか、スライサーでみじん切りというか、スーパーで売っているような、カットして冷凍とかで売られているものを想定した上のことであれば加工食品だし、可食部をすばっと一回切って、収穫後の調製がどこまで、カットするまで調製に入るのかというのが、ちょっと私、わからないんですけれども、確認の意味です。
- 丸山部会長 一応、野菜は、単品を、例えば、キャベツの千切りは農産物です。ただし、キャベツの千切りとニンジン混ぜたら加工品です。ですので、ここは該当する工程になるかと思います。
- 島崎表示・規格課課長補佐 FAMIC で委員の方々に十分検討していただいた意見をもとに、再度、我々で精査をしているというのが今回の改正案の作成方法でございますが、FAMIC でいただいた報告書の中には次亜塩素酸ナトリウムは入っていない。
- 村上委員 それはなぜかわかりますか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 ほかの資材もそうですが、要望があったものについては、コーデックスの追加基準により判断をすることが基本になっています。コーデックスでは、コーデックスで載っている資材以外に追加してもいいですよという項目がありますが、その際には、これこれ、こういう判断基準がありますよというのがあって、その判断基準で、まずは整理をしているというのが資材の加え方の基本になっています。したがって、その時点で落ちているのではないかと考えています。
- 村上委員 コーデックスを持ち出されると、しょうがない。
- 丸山部会長 次に、たまねぎの育苗培土の経過措置の延長につきまして、何か御意見があればお願いします。
- 有福委員 この問題について、もう少し情報をいただきたいと思います。と申しますのは、道庁がやられた、我々が入手している情報では、歩どまり率の問題で1回目は失敗したと聞いておりますし、その後どうなっているのか、そういう情報がなかなか伝わってこないものですから、事務局サイドから詳細なる説明を求めたいと思います。
- 丸山部会長 では、もう少し詳しい経緯を、事務局からお願いします。
- 島崎表示・規格課課長補佐 勿論、この件は経過措置を再延長することなので、我々も道庁初め、有機のたまねぎ農家とも話し合いをしております。当然のことながらデータ等もいただいております、この3年ほどずっと実験をして、実験室段階ではかなりの好成績になりつつある。したがって、それぞれ有機農家の協力をいただければほ場実験をしました。

ほ場実験をするというのは、その部分をもしかするとあきらめないといけないかもしれないということなので、有機農家にとっても、結構大変なんですね。だから、有機ほ場の中の幾つかの部分、例えば、2列だとか3列だとかを実験に使っていただいて、新

しい固化剤で植えつけたんですけれども、十分によかったというのが非常に少ない数だったんですね。したがって、十分に固化したというのは10数%の量でしかなかったということなので、全ほ場にそれを使うというのは、皆さん、使えない。失敗すると、収入がなくなってしまうので、それは現在、使えない状態です。だから、実験室でうまくいったのを、更に改良して、ほ場で何とか成功率を高めるということを、更に予算を取っていただいて、道庁も試験を行いますという連絡をいただいているので、それならばということで、再延長に踏み切ったということです。

○加藤委員 少し私の知っていることを。今、お話がありましたように、実際の農業生産者がほ場でテストする段階が今年で3年目に入るかと思います。当初、資材は幾つかあったのですが、現在では、試験的にはアルギン酸ナトリウムに絞られてきているようです。毎年その現場を見て歩いているのですが、まず、克服しなければいけない課題が大きく2つです。

1つは、従来の培土は、最初に固化剤を入れるというやり方です。新しいものは、後から固化剤をかける。ですので、天気がよさそうだから、このときに移植すると、天気予報を見ながら、タイミングを見て、いいときに固化剤をかける。このタイミングがかなり熟練を要するという問題があります。それと、これは非常に手間がかかるという、手間の問題をどう解決していくのか。労力的な問題です。もう一つ大きなのが、やはり移植率。お手元にたまねぎの機械移植ということで、移植をしている写真がありますけれども、ごらんのように、きれいに抜けなく植わっています。今年の例で私が見たところで、うまくいかなかったところは、これが6割くらいしか植わっていない。4割が抜けてしまうという状況です。うまくいったところは9割を超えて植わっているという状況です。まだ非常にばらつきがあって、技術的な問題だとか、克服しなければならない課題はあるという状況です。でも、生産者の皆さんは毎年一生懸命試験に取り組んでいますので、時間があれば克服できるのではないかなと私は期待をしています。

○米倉委員 たまねぎの培土で大変御苦労されているように私も聞いていますが、先ほどのウリ科とナス科を経過措置で入れるのであれば、たまねぎの苗も経過措置で入れてしまってもいいぐらいの気持ちですね。全体的な格付の数量で行くと、たまねぎが多いか、ナス科、ウリ科が多いのかよくわかりませんが、たまねぎは今、特化しているような話で、ウリ科、ナス科については、全体的な生産現場の意見、一部からあるかもしれませんが、経過措置に入れるという、議論の重みに傾きがあるような感じを受け取っています。

私の近隣はスイカの産地なのですが、周りは慣行栽培です。慣行栽培ですが、皆さん、篤農家で、専業農家です。ただ、購入苗は一切ないですね。苗は無化学肥料でおつくりになっています。昔の踏み込み温床のぼろ出しをしたものをポットに詰めて種をまいておやりになっていて、一般の慣行栽培の専業農家の方も苗は御自身でおつくりになっていて、しかも、有機JAS規格で言うところの自家製の踏み込み温床の腐葉土でおつくり

になっていて、何で有機の農家の人がつukれないかというのは、どうも私、合点がいかないというのを申し上げます。

○村上委員 野菜農家は、少量多品種生産をしておられる農家がたくさんありまして、ウリ科とナス科に関しましては、接木苗というのが出回っています。ただ、接木の技術がなかなか難しく、例えば、トマトだけをやっている人なら大量に練習する機会もあるのですが、残念ながら少量多品種生産をやっておられる農家の方はそれができない。どうしても接木が失敗してしまう。そうすると、自根栽培でやると枯れるということで、どうしても購入せざるを得ないという説明を聞いたことがあります。ですから、是非これは残してあげてほしいという意見です。

○丸山部会長 きのこ全般に関しまして、御意見があればお願いします。きのこに関しましては、栽培場ということで分けて、先ほどの事務局からの発言ですと、栽培場の考え方は現行規格と変わっていないということですから、例えば、ハウスの中をコンクリートで打ったような栽培場は認めないということでのよいのでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 Q & Aで結構整理がしてある部分があるかと思いますが、きのこ、特に日本の椎茸だとかを有機にしているということの考え方の整理が結構難しいのですが、ヨーロッパなどで扱われるきのこは、マッシュルームだとか、土壌栽培といますか、そういうものが基本的な考え方でないかと思っているので、日本の椎茸を有機としてつくったときに、有機農産物の規格の中では土壌を基本として考えるというところがあって、すべてコンクリート打ちの栽培場は認めないというのが現状の根底にあるので、それはそのまま踏襲をするということです。

○丸山部会長 あと、4－8が「栽培場における栽培管理」で、ここがきのこの生産者の方が実際に守るべきところですが、ここについては特に大きく変更はないとなっていて、逆に4－7の「種菌」の方は、現行よりも少し緩和されているという印象ですが、そういう理解でよろしいですか。

○島崎表示・規格課課長補佐 別表3が追加をされています。現在、化学的なものは使えないというイメージであったけれども、実際、有機的に何とか種菌をつくらうとしていたところは2社ありましたが、今、1社やめてしまったので、現在、1社しかないと聞いています。このまま行くと、例えば、有機椎茸をつくらうと思っても、その前のものが手に入らないという状態に陥る危険性もあるというふうにFAMICでも議論されて、こういう案が我々に届けられたので、それをそのまま御提案しているということです。

○米倉委員 4－8の栽培管理の1のアンダーバーを引っ張っているところですが、「原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材について」と書かれているのですが、ここで言う駒は、いわゆる種菌を培養して、ドリルで穴を開けて、駒をハンマーで打ち込むときの駒を指しているのかどうかということと、あと、その駒が過去3年以上云々というのは、種菌を駒に接種して販売されているメーカーが3年以上、この条件に合った駒を出せるのかどうかということなのです。

- 島崎表示・規格課課長補佐 そのとおりです。駒の考え方はそうです。出せるのかどうかというのは、基本的には現在も変わっていないので、これで何とかできるのだというふうに我々は判断をしているということです。
- 米倉委員 駒も、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来しない山から産出した駒をお使いになれるのかなと、ちょっと不安な要素があったので、無理であれば、駒は外した方がいいのかなと思ったのですが。
- 島崎表示・規格課課長補佐 きのこについても、FAMICの中では、きのこの専門家の方が結構たくさんいらっしゃって、このことについて異論を唱えた方はいらっしゃらないので、問題ないだろうと判断をしています。
- 河道前委員 私、考え違いしているのかもしれませんが、今の4-8の1のところで、樹木に由来する資材は過去3年以上使用禁止資材が使用されていないことというのがありますね。先ほど4-13のところで育苗培土は過去2年以上と直したのですが、この辺の違いを。
- 島崎表示・規格課課長補佐 2年と3年は、詳しく言うと、併存をしています。4-5の現行、改正案、どちらでも一緒ですが、1項のところに「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上」というふうに併存しております。だから、果樹だとか、そういうのは3年以上ということです。
- 受田委員 冒頭、4-3のところで、コーデックスの食品表示部会において使用可能資材としてスピノサイドとか重炭酸カリウムとか、そういうものを追加する案が検討されているので、この中で追加の提案があったというふうに理解をしているのですが、議論の中で、コーデックスが1つのモデル、指針になっているという点からすると、これはまだ認められていないのを日本が先行しているという状況で受け止めることになりますが、そういうことでよろしいですね。
- 島崎表示・規格課課長補佐 コーデックスを基準にしていますが、現在検討されているものを全て入れているというわけではありません。オクタン酸銅とかは入っていませんし、スピノサドについては、FAMICでいろんなアンケート調査、ヒアリング調査等々から上がってきたものについて、更にコーデックスの追加規定をそれに当てはめてみて、当てはめた結果を委員の方々にお示しをして、これでどうですかということで、必要性も含めて検討されたのが報告されてきたということで、実を言うと、要望があっても追加されない資材はいっぱいあります。

今回のこれは、コーデックスにおいては、情報としてはこういうのが追加提案されていますよと。これは推測ですけども、恐らく入るのではないかと思います。我々として影響があるのは、例えば、有機については、EUと日本のJASは同等性を結んでいます。スピノサドとか、炭酸水素カリウムとか、オクタン酸銅はEUの基準には入っていて、同等性を結んでいるということは、EUでそういうのが使われたものが有機と

して我が国に入ってくるという意味です。同等性審査をするときは、我々はコーデックスに入っているものについては、JAS には入っていないけれども、一応、認めるという姿勢を示しているということで、今すぐ JAS 規格に反映するわけではありませんが、参考程度に、今、こういうことが議論されていますよという情報をお伝えしたというふうに御理解ください。

○丸山部会長 一応、コーデックスには資材リストがありますが、それ以外に各国において、資材リストに載っていないものも、ある評価基準に基づいて追加することができるということが書いてあるので、その手順に基づいて評価したということになるかと思います。

○野々山委員 今回の JAS 規格の改正とちょっと外れますが、有機農産物は基本的に、この震災の原発事故による放射能等を管理されてはいないという理解はしているのですが、やはり消費者目線としては、そういったものも今、非常に心配なので、これは土壤が安全なところで育てた野菜ですとか、そういったことをちょっとでも気にするというのも変な感じで、本当に趣旨が逸れて申し訳ないんですけども、食の観点としては、有機 JAS というのは、位置づけとしてとても高いものなので、認定機関も大変だと思うんですけども、そういったこともやっていただけたら、本当に安全な食というのが、これで安心できるのではないのかなと思いました。

○島崎表示・規格課課長補佐 基本原則として我々がお答えしているのは、有機 JAS 規格については、世界的にもすべて一緒ですが、つくり方を規定していますよということをまず述べています。したがって、先ほど蒲生委員もおっしゃいましたけれども、我々の JAS 規格の中には、残留農薬基準が入っているわけではありません。したがって、あくまでも、このようにつくっていただくということを、ある意味、国が保証する。したがって、厳しい第三者認証制度を取っていて、有機 JAS マークをつけるためには、農家の皆さんはこの基準を守るとともに、認証料金も払って、あのマークをつけていただいているということです。当然、他の法令については遵守をしていただきます。今回の放射能汚染の問題でも、そこで植えてはいけないというところについては、勿論、それは守っていただきますよということになりますが、そのほかについては、今、ここに書かれている基準をしっかりと守っていつてつくっていただくことが基本というふうにお話を申し上げているところです。

○丸山部会長 この委員会の趣旨は、改正案につきまして、それぞれ委員の皆様から御意見をちょうだいし、それをもって更に検討し、パブリックコメントを踏まえて最終案を練るという段階になりますので、ここでこういうことに関して決を取るとかという趣旨のものではございません。したがって、今回出た、この辺に懸念点があるとか、こういうのはあまり望ましくないといったものを最終案に反映するべく検討した上で最終案を練っていただくという形で委員の皆さんには御承諾いただきたいのですが、そのような方向でよろしいでしょうか。特に御反対の発言はなかったと思いますので、今日の

議論を踏まえて最終案をつくっていただくということをお願いをしたいと思います。

(休 憩)

有機加工食品の日本農林規格の改正案

○丸山部会長 それでは、有機加工食品の日本農林規格について、事務局から改正案の説明をお願いします。

○島崎表示・規格課課長補佐 (配布資料5について説明)

○丸山部会長 別表2は、残るものもあるということで、ここは抜粋なので、残るものは、例えば、除虫菊抽出物などは残るということによろしかったですね。5-19が最終的な改正案になります。

○受田委員 私自身は有機加工食品の判定委員を地元でもやっているという立場がありまして、いろんなお話を承ってはいるのですが、今回の改訂自体はそれほど大きな改訂ではないのではないかと感じてはおります。ただ、先ほどおっしゃられた5-4のところで、残りの5%の運用を現場で見ていくときに、かなり混乱が起きるのではないかなという懸念がありまして、更に、そのことが、5-5でありましたように、助剤の中で、そこに更に有機の素材が入手されるということにもなってくると、95%のルールとか、かなり計算的にややこしいところが出てきそうだなと、現場の懸念として感じるところが1点でございます。

あと、5-6のところで、例えば、別表2に掲げられていない薬剤を製造期間以外のときには使用できる云々という管理のところがございますが、要は、そういうものを利用できることになったときに、除去という、この項目を具体的にどう証明していくのか。これも現場で何を基準に判定をしていくのか、混乱が懸念される場所ではないかなという点がございます。

あと、細かいところは、5-11で、薬剤でいろいろと経緯があって削除されたということもあるようですが、それでも、「食用に用いられる植物の抽出物」というところが一括で削られているところは若干気にはなったところがございます。もうちょっと理由が聞きたいなという点でございます。

○島崎表示・規格課課長補佐 最初に、別表2の整理の仕方として、薬事法と化審法で整理をしましたよということが大前提になります。その次に、現在においてまで、これがどうしても必要だという声も承っておりませんので、削っても特に問題ないという判断をしています。

○蒲生委員 1点目は、入手が困難というものの具体的な事例を教えてください。コスト的に高いというのも入手が困難と言えば困難です。ただ、先ほどの御説明にありましたが、無条件に5%はOKではなくて、手に入るときは使ってくださいという趣旨であれ

ば、世の中にそういう有機のものがあるのであれば、使わなければいけないというまで厳しいものなのか。この入手が困難ということの具体的な、よりわかりやすい説明、現場で混乱しない説明が必要だと思いますので、これが何を想定しているのか教えてください。

2点目は、「内容」の(2)の「有機農畜産物加工食品の」というところなのですが、指定農林物資であれば、原材料がJASを取っていないと有機と名乗れない、指定農林物資でなければ、原材料がJASを取ってなくても95%ルールを賄っているのであれば有機と書ける、そういう理由だと私は理解したんです。そうだとすれば、表示というのは、特にJASの表示というのは、消費者の購買の選択に資するというのが大前提、だと思うのですが、有機農産物加工食品でないことがわかるように記載するというのが、どれだけこの観点に寄与するのか。有機農畜産物加工食品ではあるけれども、有機農産物加工食品ではないというのは何を示すのかというのがどれだけ、私を含め、消費者が理解できるのか、非常に疑問に思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 「入手困難」という言葉を有機の世界では結構使っていて、我々はコストも当然入手困難に該当しますよと言っています。ただ、では何倍だったらだめなのかという数字はなかなか出せないのが現状で、それはそのときどきに合わせた実態を、認定機関や、我々と相談をしながらということになるかと思います。

例えば、Aという商品は国産原材料のみでつくっていますよと言って、5%以下のレモン果汁は、国産ではなかなか有機のレモン果汁がありません。でも、輸入品の有機レモン果汁はありますといったときは、国産の商品をコンセプトとした商品で無理やり輸入品の有機JASマークのついたものを使うというのではなく、それは入手困難と考えてもいいのだろうと。国内の有機のレモン果汁が入手困難だという判断があり得るのではないかと思います。

ですから、世の中にあれば、それを使えという意味では全くありません。ただ、普通に手に入るものを見過ごさずに使ってくださいというイメージで今回追加しております。海外でも大体こういう書きぶりになっているので、日本もそれに合わせたいという気持ちもあります。

それから、指定農林物資については、非常にわかりにくい制度になっています。我々も、実を言うと、全部指定農林物資にしたいのですが、法律的に何かを国民に強制するというのは大変な力が要ります。ですから、安易には決められないということです。世の中が非常に混乱して、消費者も困っているだとか何かの実態がないと、強制というのはなかなかできません。

指定農林物資でないということは、消費者の目を欺いていなければ有機と書けると言ったらいいのでしょうか、商品取引上問題なければ有機と書けると言ったらいいのでしょうか、つまり、95%という規定もなくなってしまうです。有機JASにおいては、あくまでも95%です。ですから、極端なことを言うと、農産物は有機のものを使っています、

バターが半分ぐらい入っていて、バターは有機とは何の関係もありませんという製品があったとしても、製品に有機と書いても JAS 法違反にはならないということです。

JAS 規格上は 95%以上が有機の原材料でないとだめです。JAS マークがつかない。つまり、バターも有機 JAS マークのついたバターを使ってもらわないとだめです。アメリカの有機原料でもだめです。あくまでも JAS マークのついた有機原料を使ってくださいということになっています。したがって、非常にわかりにくいというのは、有機 JAS マークがついたものは我々は保証しますよと。原料は有機 JAS 品が 95%以上使われていることを保証しますよということになります。農産物と農産物加工食品については、有機 JAS マークがないと、有機ともうたえないし、オーガニックとも書けないということになっています。

ややこしいのが、例は食パンですけれども、いろんな提案を我々はしたのですが、どの提案もしっくりきません。例えば「有機食パン（農畜産物加工食品）」と書いてくださいと書いても、農畜産物加工食品とは何だということになりますし、いろんなことを考えたのですが、どれを提案しても、消費者の方にそれはいいねと言ってもらったことは一回もありません。現状、今回の提案のように、企業努力で、いわゆる指定農林物資ではないですよという書きぶりを説明するなり、ミルクがたっぷり入っていますよと説明をするなりしてもらおうということです。

ただ、消費者にこのことをちゃんと理解してもらうにはかなりの努力と宣伝が要るかもしれないと、考えています。ですから、本当は統一したルールがいいと皆さんおっしゃるのです。だから、全部指定農林物資にするならするで、やってしまった方がいいのではないかという声が、私が聞いている限りではすごく多いのですけれども、それは規格改正ではできないのです。日本の場合は、JAS 法の下にある政令指定というのをしないといけなくて、閣議決定をしなければなりません。それは今すぐにはできないので、手当てとしてはこういう手当てをさせてもらいたいと思っています。言葉を尽くしてもなかなかわからないのは理解できますが、我々も結構苦しんでおりまして、そういう状況にあります。

○中嶋委員 名称というところは、これが改正されると、「オーガニック〇〇」もしくは「〇〇（オーガニック）」の後に、例えば、有機農産物加工食品ではないと書くようになるということでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 場所は指定していません。その横に書けとも言っていないので、場所はどこでもいいから、わかるようにしてくださいということです。

○中嶋委員 名称のところに一緒に書いてしまうと、オーガニックと書いておきながら、括弧のところで有機農産物加工食品ではないと書くと、どっちだろうと思われるかなと思ったので、それで質問させていただきました。

○島崎表示・規格課課長補佐 前回の有機加工食品の改正のときに農水省が JAS 調査会に農畜産物加工食品だとかいう言葉を入れなさいというのを提案して否決をされていて、

今の規格には何も書いていない。そのときは有機農畜産物加工食品はあまりなかったもので、そういうものが出てきたら後で決めましょうということで、農林水産大臣の定めるところによると書いているということです。

- 村上委員 5-6の有害動植物の防除というところで質問ですが、「製造していない期間に限り」というのが出ていますが、ひょっとして「製造及び貯蔵をしていない期間に限り」の間違いではないでしょうか。というのは、製造していなくても、有機の原材料が工場内に存在するということは幾らでもあるわけで、もしくは製品が倉庫に保管されているということはあるわけで、「製造していない期間に限り」というのは何かの間違いではないかということです。

あと、オゾンにつきましては、オゾン水も含まれるのかどうかということ。オゾンは気体ですから、実際使う現場ではオゾン水になることが多いと思うのですが、それについて全然何も書いていないので教えてください。

あと、5-11の「薬剤」のところですけども、FAMICの改正原案で入っていた誘因剤が消えているのはなぜでしょうか。

- 島崎表示・規格課課長補佐 考え方は貯蔵も含むという考え方です。Q&Aの言葉をそのまま引用していますが、そこは含むというのを、ここで「等」を入れるか、整理をもう一回し直すか、それはほかの法令も含めて検討させていただきたいと思います。

それから、オゾンについては、食品添加物の名称で記載していますが、オゾン水として使われることが多いと思います。

誘引剤については、「薬剤」のところに「誘因剤」と書くのが、違和感があります。

「薬剤」のところには、ケイソウ土だとか、エタノールだとか、ホウ酸だとか、個々の物質名が載っていて、FAMICの案は誘因剤として食品を使うというイメージでした。そうすると、この書きぶりを合わせると「薬剤」のところに「食品」と書かなければいけなくなっていて、基準のところに誘因剤として使うというのは明らかに変なですね。誘因剤と言うと、フェロモンも誘因剤なので、誘因剤とフェロモンとの関係がまたわけがわからなくなると。ですから、それはQ&Aで整理をしたいと考えています。

- 村上委員 食品もしくは食品添加物を使用できるということですか。

- 島崎表示・規格課課長補佐 そういうものを使うのは問題があると思っていないので、Q&Aで整理をしたいと思っています。

- 野々山委員 5-9の木灰に関してなんですけれども、ほかの食品添加物に関しては結構大まかに何とか類、何とか類という表記なのですが、木灰に限って、沖縄そば、米の加工品、生和菓子、ピータンなどと書かれているのですが、なぜそれだけ食品を指定されているのかが気になりました。

- 島崎表示・規格課課長補佐 添加物の一覧表を全体的に見ていただければいいと思うのですが、5-15から始まっています。明確な違いを説明できないのですが、それぞれの品目を見ていって、例えば、5-16、17を見ていくと、農産物の加工品に使用する場合

に限ることと書いてあるものと、例えば、5－15の2つ目のクエン酸ナトリウムは、ソーセージ、卵白というふうに個々の名称が出てきたりするんですね。実を言うと、コーデックスの基準も、こうやって大括りに書いてあるのと、個々の品物が書いてあるのがあります。

今回は、大括りで書きたいなという気持ちはFAMICにもあったし、我々にもあったのですが、細かく書いてあるものについては、その部分を追加するというイメージで合わせたと言ったらいいかと思います。木灰のところももっと大括りで農産物の加工品にとかと書くものすごく広がるのですが、現行は、木灰のところは「伝統的な製法によるチーズ」と、限定して書いてあるものですから、それに置き換えて限定したものを書いたというふうに御理解いただければと思います。

○丸山部会長 農産物の加工品に使用する場合に限ることというのは、裏を返すと、畜産物には禁止という意味です。なので、本当はFAMIC原案にあった農産物と畜産物の加工品で別々に表になっていると大変わかりやすいと思うのですが、農産物の加工品に使用する場合に限ることというのは、一般的にはそういうふうに解釈していただいて、畜産物には禁止、農産物は何でも使えるというイメージだと思います。

○澤木委員 2つあったのですが、先ほどの蒲生委員と同じことで1つ、有機農産物加工食品ではないというふうに記載するということですが、それは遺伝子組換えでないに記載するのと同じような形で書くのかということは先ほどのお答えでわかりましたので、消費者にとってもわかりにくいことなので、何とか消費者にわかりやすいような形でやっていただけたらと思います。

あと、もう一点ですが、5－10のところ、オゾンが新設されておりますが、たしか先ほどのお話ですと、カット野菜のために使うということだったのですが、それは次亜塩素酸水は使えないということで、オゾンを使われるということになるのですね。

○島崎表示・規格課課長補佐 次亜塩素酸水も同じように認めています。ミックスカット野菜の洗浄だとかに次亜塩素酸水も使える。両方記載したのは、おつくりになっている工場の設備でどちらかを使っていっちゃって、1つに絞るのが困難だったということで、両方入れています。

○澤木委員 消費者としては、できるだけ少なくしてほしいというのがあるのですけれども、わかりました。

○加藤委員 原材料の最初の、今回、厳格化することに関わる件です。内容的には現在も同じことを文章化するというふうに聞こえているのですが、1つだけ、「使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物」と、「同一の種類」という言葉が使われておりまして、95%でない、5%の方のもので加工業者が選ぶときに、品質を加味したりとか、さまざまなことがありますので、「同一の農産物」ならわかるのですが、「同一の種類」というところまで拡大をされますと、かなり生産に不必要な負担を与えることになりかねないと思いますので、ここは少し御検討願いたいという点が1つです。

○島崎表示・規格課課長補佐 この書きぶりが、実を言うと、結構苦勞して書いておりまして、書き方によっては、有機の農産物が手に入らなくても、その代わりのものを、有機というのを畜産物でやればいいではないかという極端なことに読める状況にならないように書いたのです。加工食品なので、あとの5%の中のものが、例えば、ミルクを本当は使いたいけれども、有機ミルクがないから、有機ジュースで何とかせよというふうにならないように工夫して書いたつमりの文言です。法令担当と話をし、そうならないように書いたのがこの文言で、加藤さんが心配しているようなことにはならないと我々は考えています。もし必要ならば解説をQ&Aで出したいと思います。

○加藤委員 「同一の種類」という言葉が2か所使われております。1つは今の5%の方、もう一つは、現行の基準の中で省略されています2の(1)です。これは、95%の有機の方と同一の種類のものを残りの5%に使ってはならないという規定です。ここで「同一の種類」という言葉が使われています。ここでの同一の種類というのは、例えば、お茶で言いますと、品質表示基準で決まっています。煎茶は、同一の種類という形で見られています。そうすると、例えば、ここはどうしても、ある特定の煎茶を使わなければいけないということに対して、品質表示基準は同じ種類ではないかということが発生したら非常に困る点があるわけです。

です、あまりここが広い概念にならないように、具体的には、事業者が生いもこんにゃくが5%部分で必要だというときには、有機の生いもこんにゃくがあれば良いけれども、ないというときには、有機のこんにゃくがあるじゃないかという解釈にはならないようにする必要があるのではないかと思います。それは解説でも結構ですが、ひとつよろしくをお願いします。

○島崎表示・規格課課長補佐 解説なりで検討したいと思います。

○丸山部会長 薬剤の除去について、5－6ですね。先ほど受田委員から除去という部分について意見がありました。除去することという、要するに、非有機の製造の間は薬剤を使ってもいいのだけれども、有機の製造を再開する場合は薬剤を除去してからでないとできませんよという、この除去についての、何か明確な基準は示せるのかということですね。

○島崎表示・規格課課長補佐 これも明確な基準は示せないというのが実態でございます、現在、Q&Aでも同じような書きぶりでOKをしているのですが、やはり同じような質問はありますし、専門家にそのことを確認しても、その工場の、例えば、換気の状態だとか、大きさだとかで、一概にはなかなか言えません。その工場での状況などを判断してもらって、そこは認定機関との相談になろうかと思いますが、工場それぞれに何らかの判断材料をもってして判断をしてくださいということしか言えないということです。

○井岡委員 今、御説明いただいた薬剤の除去なのですが、明確になっていない以上、登録認定機関ごとに差がでないようお願いいたします。

- 村上委員 「除去」という言葉ではなくて、使用するライン等を洗浄するという事まで書けませんか。除去するというのは、はたきではたいても除去だと考える人がいるだろうけれども、「ラインを洗浄すること等」と書けば、かなりはっきりとするとと思います。認定機関による差だとかがなくなってくるとと思いますが、どうでしょうか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 今のところ「除去」で十分ではないかと考えております。「等」と入れても洗浄できないところもありますしね。
- 村上委員 ですから、「等」で。
- 島崎表示・規格課課長補佐 だから「除去」で、そういう考え方ですというふうに示しておくのがいいのではないかと思います。
- 丸山部会長 井岡委員の認定機関によるばらつきがないようにという意見に関しましてはいかがでしょうか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 それはおっしゃるとおりでございまして、すべての有機規格が同じようなところがいっぱいあって、常に検査員の目合わせをする必要があるという状況になっています。先ほど申し上げましたけれども、国の方で検査員の研修をやっているのは有機だけでございまして、今いらっしゃる検査員のほとんどが受けてもらったのではないかと状況にあります。当然、こういう規格の改正についても研修会などでは説明を十分するようにしていますので、我々もそのように心がけているということです。
- 丸山部会長 次に、(2)の食品を加工する施設における、例えば、虫とか、ネズミとか、そういったものに対応するための使用資材ですね。先ほど5-11の「食用に用いられる植物の抽出物」は、これまで特に残してほしいという意見が得られなかったので削りますというお話でしたが、これに対して、御意見はありますか。
- 加藤委員 加工食品の製造業者というよりも、農業生産者の乾燥調整施設とか、そういう収穫後の施設で、例えば、ニンニクだとか、トウガラシだとか、それ自身であったり、それらを抽出したものであったりというものの使用実態があるし、あるいはまた、現在の規格ではできないので、シーズンオフのときに限定してですが、例えば、木酢液みたいなものを忌避的に使ってみたりだとかいうことがございます。それらの点を御検討いただければと思っているところです。
- 丸山部会長 一般に食品工場と言われるところでは余り事例がないかもしれないけれども、農家が使うようなもので、農家が加工食品をつくることもあるだろうし、あとは、この別表2はほかの規格にも引用されていますので、例えば、有機農産物の日本農林規格にもこれが今度入るということですから、その辺は、更なる使用実態の調査を願いたいという御意見でしょうか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 パブリックコメントでも、もしかすると、我々の調査外のところでもかなり出る可能性はあるかなと思っております。パブリックコメントで出るとそれを受けて当然、検討しますので、もしあれば、是非出していただきたいと思います。

- 丸山部会長 有機加工食品全般に関して、何か御意見ございますか。
- 井岡委員 お願いですが、先ほど御説明いただいた件で、御無理とおっしゃったんですけれども、やはりすごく混乱するというか、わかりにくいというか、有機 JAS についてもなかなか認知度が上がっていないのに、ますますこれだと混乱しているような、私自身も混乱してきてしまったんですけれども、できれば政令改正まで行っていただきたいという意見があったということだけでもお伝えいただければということをお願いいたします。
- 丸山部会長 是非、指定農林物資にしていきたいということですね。ほかに、全体的に有機加工食品に関しまして言い残したことは、特にございませんか。
- それでは、有機加工食品、事務局から出ました見直しの案につきまして、ただいま出ました意見を踏まえまして更なる精査をお願いし、調査会に出すということで、皆さん、御同意いただけますでしょうか。特に異議がないと判断いたしますので、これで有機加工食品の審議を終了いたします。長い間ありがとうございます。
- 加藤委員 農産物のことで1つ重要な質問を落としておりまして、お願いできますでしょうか。
- 加藤委員 これも改正原案との関係ですが、改正原案の議論の中で、コーンスターチの問題が非常に大きなウェイトを占めて議論されてきて、特にマルチ等に塗布されるものについて、それを認める方向、はっきりさせる方向での提案がされたと思うのですが、そのことがすっぱりとないものですから、この点について、どういう扱いになったのかをお聞きしたいのと、コーンスターチは必要な資材ですので、これは加えるという方向で御検討願えないかという提案でございます。
- 島崎表示・規格課課長補佐 現在は、紙マルチに使用するコーンスターチについては、それは問わないということに考えています。それは、再度 Q & A の方で整理をしようかと思っています。規格にどこまで細かいところを書くのかというのは、我々も苦慮したところでございまして、最初の FAMIC から出してもらった原案は非常に細かい規定を全部規格の中に入れてあって、その方が本当はいいのかもわかりませんが、やはり規格に書くべきことと、解説で済ませることと、ある程度仕分けをして、今回、整理をしました。個人的には Q & A は減らしたいと思って、できたら規格に盛り込みたいと思ったのですが、そこはどうしても無理な部分があったので、今おっしゃった紙マルチのコーンスターチは Q & A で整理をする予定です。
- 加藤委員 紙マルチ以外は。
- 島崎表示・規格課課長補佐 全部という意味ですか。それとも、ビニールマルチの。
- 加藤委員 コーンスターチそのものです。
- 島崎表示・規格課課長補佐 今のところ、加藤委員も参加していただいている、別途立ち上げている資材の検討委員会の結果に従おうと考えています。
- 加藤委員 わかりました。

○丸山部会長 資材の検討委員会の方は、JAS 規格に従うと言っていますけれども。

○島崎表示・規格課課長補佐 だから、原則どおりで、ほかのものは認められないという意味です。

○丸山部会長 ほかにございますか。特になければ、これで本日の議題につきましてはすべて終了いたしました。これにて終わりますので、議事を事務局にお返しいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 事務局でございます。

これからの手続の御説明を致します。国内と海外と2つあるのですが、まず、国内的には、本日いただきました御意見等を勘案しまして、見直し案を事務的に精査致します。その上でパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントを実施する際には、部会の議事録、御発言者のお名前の入ったものが公開されておりますので、それを参考にしながら、御意見をいただくという形になります。例えば、仮に私ども事務局がこのままで行かせていただきたいと考えたときには、そのままで行きますが、それに対して、こういう見方もあるのではないかという御意見があったものがホームページに載っていますと、両方見比べながらパブリックコメントで御意見がいただけるということでございます。そこが国内的な手続になります。

一方、対外的な手続ですが、有機農産物、有機加工食品につきましては、強制規格になっておりまして、これは世界各国、WTO に通報する必要があります。60 日間やらなければならないという手続がございますので、パブリックコメントとほぼ同じ時期に WTO 通報を行う形になります。それ以外に、諸外国に対して、日本がこういう改正をしようとしていますよ、コメントくださいねというのは、やはりやっていかなければいけませんので、強制規格以外の、畜産物でありますとか、あるいは飼料につきましても、ただ単に手続面と名称が違うだけですが、諸外国に対して、対象としました我々の考え方を示しましてコメントを求めるという作業を行います。

その後で JAS 調査会総会で御審議いただくという流れになってまいりますので、これから実際に案が出て、総会にかかるまではもう少し時間がかかるということを御了解いただければと思います。その際には、部会長から、部会の概要を併せて御報告いただき、委員に御審議いただくという流れになります。

これで本日の農林物資規格調査会部会を終わらせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。